

# 2026年杉並区議会第2回定例会を終えて（談話）

2026年6月12日  
日本共産党杉並区議団  
山田耕平

## 1、暮らしと営業を守る施策を前進させた第2回定例会

杉並区議会第2回定例会は、5月22日に開会し、6月12日に閉会しました。

今定例会では、令和8年度杉並区一般会計補正予算（第2号）をはじめ、条例改正、陳情、意見書などが審議されました。補正予算は24事業、総額10億5,431万4千円で、生活保護費の追加給付、西荻地域の公共施設整備、保育施設等の安全対策など、区民生活に関わる施策が盛り込まれています。

## 2、中東情勢の緊迫化と物価高から暮らし・営業を守る

中東情勢の緊迫化や物価高騰の長期化により、エネルギー価格、原材料費、輸送費などが上昇し、区民生活と地域経済への影響が深刻になっています。

党区議団は、区内建設事業者や医療機関などから、資材が手に入らず工事が止まる、医療用消耗品の確保が困難になっているなどの切実な声を聞き、5月14日、岸本聡子区長に緊急要望書を提出しました。

### （1）キャッシュレスと紙の商品券、双方で消費を支援

6月1日から7月10日まで、区内の対象店舗でキャッシュレス決済額の最大20%をポイント還元するキャンペーンが実施されました。決済1回当たりの付与上限は1,000円相当、期間中の上限は1決済サービスにつき4,000円相当です。区内中小店舗での消費を促し、物価高騰に直面する区民と地域商業を支える取り組みです。

一方、キャッシュレス決済を利用しない人や利用が難し

### （2）エアコン購入費助成で命を守る

住民税非課税世帯などを対象に、エアコンの購入・設置等に要する費用を最大10万円まで助成する事業が6月1日から始まりました。猛暑が常態化するなか、エアコンはぜいたく品ではなく、熱中症から命を守るために不可欠な設備で

## 3、西荻南区民集会所が元の地域へ——住民運動と党区議団の議会論戦が実る

西荻南区民集会所は、2022年、旧西荻区民事務所の移転先とするため、西荻北一丁目の旧西荻北児童館跡地へ暫定移転されました。その結果、西荻南地域から区立集会施設がなくなり、住民や利用者から早期に地域へ戻すことを求める声が上がっていました。

住民有志は署名を集めて区長に提出し、区の担当部署との懇談を重ねてきました。党区議団も議会質問で、西荻区民事務所を建て替え後の駅前ビルに戻し、現在の区民事務所の場所へ西荻南区民集会所を戻す案を具体的に提案し、継

## 4、違法な生活保護基準引下げを受け、追加給付へ

2013年から実施された生活保護基準の引下げについて、最高裁判所は国の判断を違法とする判決を示しました。これを受け、区は、2013年8月から2026年3月までの間に生活保護を受給していた世帯を対象に追加給付を行います。対象は約1万1,700世帯、予算額は7億4,134万5千円です。2026年3月1日現在で受給中の6,354世帯には、7月以降、申出を必要としないプッシュ型で支給し、

日本共産党杉並区議団は、区民の暮らしと営業を守り、平和と安全、住民自治を前進させる立場から議案を審査し、必要な改善を求め、補正予算には賛成し、賛成多数で可決されました。今定例会では、住民と党区議団が粘り強く取り組んできた西荻南区民集会所の問題で大きな前進が示されるとともに、核兵器廃絶と外環道工事の安全確保を求める陳情が採択され、国などに意見書・要請書を提出する重要な成果が生まれました。

要望では、区内事業者の実態把握、相談体制の強化、融資や返済猶予、医療・介護事業者を含む事業継続支援、国への対策要請などを求めています。

※要望書の内容については、杉並区議団ホームページをご覧ください。

※右QRコードをご利用ください。



い高齢者などが支援から取り残されてはならないことから、20%のプレミアムを上乗せした紙の商品券を発行し、75歳以上の区民に優先販売することとしました。デジタルと紙の双方を用意したことは重要です。党区議団は、利用状況や区民・事業者の意見を検証し、今後の物価高騰対策に生かすよう求めます。

す。電気料金の負担を理由に使用を控える世帯への支援も重要です。党区議団は、対象者に制度を確実に知らせ、申請や購入、設置を丁寧に支援するとともに、必要に応じて対象範囲や支援内容を拡充するよう求めます。

続して実現を求めてきました。

区は今定例会で、西荻区民事務所を2028年6月に駅前の新築民間ビルへ移転し、その後、西荻南区民集会所を2028年10月に元の場所へ戻す方針を示しました。

住民のみなさんの粘り強い運動と党区議団の議会論戦が結びついて実現した大きな前進です。今後は、移転までの期間も現在の集会所を地域の子どもを含む多世代の居場所として有効活用するとともに、利用者の意見を反映した使いやすい施設に整備することを求めます。

2月28日以前に保護廃止となった5,353世帯には、夏以降に申出を受け付けて支給します。

違法な基準引下げによって生じた損失の回復は、本来、国の責任で迅速かつ全面的に行われるべきです。区には、転居した人や保護廃止世帯を含め、対象者に情報を届け、申出を支援し、一人も取り残さず給付することが求められます。

さらに、杉並区では、福祉事務所の若手職員が中心とな

